

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、児童福祉法（以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づく各児童福祉司指導措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年1月6日付けの指導措置決定通知書（以下「本件処分1通知書」という。）により請求人の子である請求外〇〇さん（以下「本児」という。）に対して行った児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付けの指導措置決定通知書（以下「本件処分2通知書」といい、本件処分1通知書と併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人及び請求人の妻である請求外〇〇さん（以下「請求人妻」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）に対して行った児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

〇〇児童相談所（以下「児相」という。）による令和2年10月8日から12月24日までの本児の一時保護は、効果が限定的で、私ども家族に対する不利益は甚大であった。一時保護時の児相の対応は、法に則っておらず、時間がかかり過ぎ、不誠実で、信用するに値しないものであり、さらに効果は見込めず、本件各処分は不当である。

また、処分庁が作成した本件各審査請求に係る弁明書の内容は、調査を十分に行わずに作成され、請求人の要求にも全く答えていない。本児の家庭引取りに際しての誓約書（以下「本件誓約書」という。）も通常であれば必要なものと判断されると思うが、信頼できない処分庁からの要求であると、請求人妻に対する脅し、暴力、ハラスメントでしかない。処分庁の組織及び業務改善を望むものである。請求人妻が外国人ということによって不当な扱いを受けていないかについても調査願いたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年8月30日	諮問
令和3年10月26日	審議（第60回第4部会）
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 25 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとしている。
- (2) 法 26 条 1 項は、児童相談所長は、25 条 1 項の規定による通告を受けた児童、25 条の 7 第 1 項 1 号若しくは 2 項 1 号、前条 1 号又は少年法（略）6 条の 6 第 1 項若しくは 18 条 1 項の規定による送致を受けた児童及び、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、1 号として、法 27 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。
- (3) これを受けて、法 27 条 1 項は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項 1 号は、児童又はその保護者に誓約書を提出させること等を、同項 2 号は、児童又はその保護者を事務所等において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定している。
- (4) 東京都において、上記(2)の措置を採る知事の権限は、法 32 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。
- (5) したがって、東京都においては、児童相談所長が、通告を受けた児童又はその保護者について、必要があると認めるときに、法 27 条 1 項各号の措置を採るべきことになる。
- (6) そして、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第 4 章・第 2 節・2・(1)・ア及びイにおいて、児童福祉

司指導について、児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行うとし、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行うとしている。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件においては、以下の各事実が認められる。

ア 処分庁は、〇〇警察署から、本児が請求人妻から虐待を受けたとした身柄付通告を受けて、同日、本児を一時保護した。児相の担当職員からの聴取に対して、請求人妻は、本児と揉み合いになったときに、本児の両頬を平手打ちし、ハンガー等で本児の肩や背中を殴る蹴るしたことを認めた。

イ 処分庁は、請求人らが本児に係る本件一時保護の延長に同意しなかったことから、東京家庭裁判所に対して本件延長申立てを行ったが、請求人らが本件誓約書を提出したことから、本児の一時保護を解除し家庭引取りとし、同申立てを取り下げた。

ウ その後、処分庁は、本件経緯に鑑み、本児の最善の利益を第一に考えた支援を行う上で、父母子との面接や家庭訪問により養育状況を確認していくことが必要であると判断したことから、本児及び請求人らを対象として児童福祉司指導を措置することを決定し（本件各処分）、定期的に通所面接や家庭訪問等を行い、本児に係る家庭での養育状況を確認し、必要な支援・指導を行うこととした。

(2) そうすると、処分庁が、本児及び請求人らについては、児童福祉司指導措置が必要であると判断し、法27条1項2号の規定に基づき行った本件各処分について、いずれも特段不合理的な点は認められず、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件各処分の違法性、不当性を主張する。

しかし、本件各処分が、いずれも法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、本件各処分の違法性又は不当性を主張しながら、本件一時保護についての違法性又は不当性を主張しているものと解されるが、それぞれは別個の処分であり、本件各審査請求は、本件一時保護に係る処分の適法性及び妥当性を審理するものではない。また、処分庁が作成した弁明書の内容について調査が十分でなく、請求人の要求に答えていない旨主張するが、事実の細かな相違やそれに対する請求人及び処分庁双方の認識の違いがあることをもって、本件各処分の適法性及び妥当性が否定されるものではない。さらに、請求人は、処分庁が、請求人妻に対する脅し、暴力、ハラスメントを行っており、外国人であることで不当な扱いを受けているのではないかと推察し、そのことについての調査を求めていると解されるが、かかる請求人の推察を裏付けるような的確な証拠はなく、あくまで請求人の推察に過ぎないものと思われ、いずれにしても、本件各処分の違法・不当の理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美